

平成 31 年 3 月 29 日
総合政策局安心生活政策課

「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル」を作成しました ～公共交通事業者等におけるバリアフリー化の更なる取組の強化を促進します。～

国土交通省では、平成30年5月に改正されたバリアフリー法に基づき公共交通事業者等が作成・公表するハード・ソフト取組計画に関する制度の円滑な施行を図るため、計画策定に必要な項目・留意点・好事例等をまとめた事業者向けマニュアルを作成しました。

平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等が、
①バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表
②取組状況等の報告・公表
を行う制度が創設されました。（別紙 1）

平成 31 年 4 月 1 日に当該制度が施行されるにあたり、国土交通省は、公共交通事業者等が策定する当該計画の内容の充実を図り、取組の強化を促進するため、「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル作成検討委員会」（別紙 2）を設置し、検討を進め、計画策定に必要な項目・留意点・好事例等をまとめた「公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは、公共交通事業者等が上記①及び②を行うにあたっての手引きとなるものであり、これにより、施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練等ハード・ソフト両面のバリアフリー化の措置が計画的に実施されることを期待しています。

【公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルの構成】（別紙 3）

- ハード・ソフト取組計画の位置付け
- ハード・ソフト取組計画の作成
（計画書に記載すべき事項、計画の作成・推進体制、ハード・ソフト一体となったバリアフリー対策の考え方 など）
- ハード対策・ソフト対策の取組事例
（ハード整備（旅客施設・車両等）、旅客支援、情報提供、教育訓練 など）
- ハード・ソフト取組計画の提出・公表
- 措置の実施状況等の報告・公表
- 参考 移動等円滑化取組計画書記載例（モード別）

【マニュアルの公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000173.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 川口、藤井
T E L : 03-5253-8111（内線 25-503、25-513）
03-5253-8306（直通）
F A X : 03-5253-1552